

定 款

株式会社アルファクス・フード・システム

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アルファクス・フード・システムと称し、
英文では、Alphax Food System Co., LTD と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借
2. 情報処理システムの販売教育に関する業務
3. 電子取引決済に関する受託、集金代行及びその周辺業務
4. 情報処理技術者育成に関する業務
5. 市場調査に関する業務
6. 宿泊・研修・婚礼・宴会施設の運営業務
7. 温浴施設・飲食店の運営業務
8. 地球環境改善に関する業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を山口県宇部市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、9, 170, 400株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告し、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対

して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会および監査等委員会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠または増員により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期が満了すべき時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 他の役付取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行する。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 取締役社長のほか、取締役会の決議により、前条第 1 項に定める役付取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもつて行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の議決によって定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その議決によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規定)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過した時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、2020年7月3日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第

423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。